

学生インターンシップ推進事業業務委託仕様書

1 委託事業の概要

- (1) 夏季インターンシップ事業ならびに障がい福祉有償インターンシップ等支援事業に共通する事項について
- (2) 夏季インターンシップ事業の実施について
- (3) 障がい福祉有償インターンシップ等支援事業の実施について
- (4) 冬季インターンシップ事業の実施について

2 業務の目的

福井県においては、少子高齢化の急速な進展に伴い、若年労働力の減少が見込まれる中、本県経済の根幹を担う産業人材を確保するため、県内外の学生の本県での就職を促進することが重要である。

また障がい福祉分野においては、福祉サービス受給者の増大とそれに伴う福祉分野従事者数の必要数増加により、介護人材確保の必要性が高まっている。

そのため、本事業においては、企業現場において実践的な研修や様々な業界・分野を深く知る機会を提供し、関心・就業意欲を高めるとともに、県内企業に対する理解を促進し、県内就職への意識向上を図ることを目的に、学生の県内企業へのインターンシップ参加を促進する。

3 事業内容

- (1) 夏季インターンシップ事業ならびに障がい福祉有償インターンシップ等支援事業に共通する事項について

以下①から⑥により夏季インターンシップ事業ならびに障がい福祉有償インターンシップ等支援事業を実施すること。

①参加企業の募集について

- ・参加企業を募集し、参加学生の募集開始前までに県公式就活情報サイト「291JOBS」にプログラムを登録させること。
- ・初めて本事業に参加する企業等を対象に事前説明会を開催すること。
- ・参加企業に対して、大学等の単位認定条件もしくは大学または学生のニーズなどの情報を提供し、日程やプログラム内容等について助言すること。
- ・参加企業に対して、令和7年度ふくいインターンシップの実施結果や優れたプログラム内容について報告をすること。
- ・令和7年度夏季インターンシップ事業において、プログラム登録のなかった業種の企業に対して、積極的に登録を案内すること。
- ・過年度の事業からの変更点等の説明資料を「291JOBS」に掲載すること。

②参加学生の募集について

- ・県内外の大学等を訪問するなどして学生の募集を図ること。
- ・学生の募集に関する広報物を1,000部以上作成し、県内大学等に配布すること。
- ・夏季インターンシップ事業の概要や参加企業一覧をまとめた冊子を約8,000部作成し、県が所有する県内外大学等に在籍する令和10年、11年3月卒業見込みの学生の住所（実家）あてに郵送すること。（B5サイズ、カラー、16ページ程度）
- ・学生の参加を促すために、以下のガイダンスを実施すること。なお事前ガイダンスの内容は、本事業の概要やエントリー方法の説明のほか、福井に多くの魅力ある企業が存在することを伝えるとともに、UIターンを促す内容とすること。

ア 学外での事前ガイダンス

- ・実施時期は令和8年4～6月中とすること。
- ・全国の学生向けにオンラインで事前ガイダンスを複数回実施すること。
- ・実施に当たり、県内企業が出展する合同企業セミナー（説明会）の実施状況を考慮し、学生が理解を深められるよう努めること。

イ 学内（構内）での事前ガイダンス

- ・実施時期は令和8年4～6月中とすること。
- ・県内においては、大学等と調整し学内でガイダンスを実施すること。
- ・県が就職支援協定を結ぶ大学においては、大学と調整し構内でガイダンスを実施すること。障がい福祉分野の大学も含め、16校以上で実施するよう努めること。
- ・石川県、富山県の大学においては、大学と調整し構内でガイダンスを実施すること。3校以上で実施するよう努めること。
- ・大学と調整した結果、構内での実施が困難な場合は、オンラインで実施すること。
- ・県外でのガイダンスの実施に当たり、福井暮らしはたらくサポートセンターと連携するとともに、県および同センターと各大学の関係性等を尊重し実施すること。

ウ 合同企業ガイダンス

- ・実施時期は令和8年5月中とすること。
なお、令和8年5月17日（日）に福井県産業会館2号館展示場を仮予約しているため、利用の際は受託者があらためて申請すること。仮予約の会場を使用しない場合は、別途受託者にて会場を予約すること。ただし100社程度のブースが設けられる会場とすること。
- ・参加企業は本事業に参加する企業のうち100社程度とすること。
- ・当日参加できなかった学生が実施される企業のプログラムについて知れるよう、参加企業の開催内容について紹介スライドを作成し、開催後「291JOBS」に掲載するなど工夫すること。

- ・参加企業の紹介やインターンシップのプログラム内容を説明するガイダンスとし、求人に関する説明は禁止とすること。
- ・会場使用料および設営に要する費用は受託者の負担とする。なお、県が利用申請することで使用料の減免が受けることができる会場を使用する場合は、県が利用申請することとする。

③学生エントリーおよびマッチングについて

- ・学生のエントリーに際し、参加希望企業（コース）を複数聞くこと。あわせて優先順位を聞くこと。受託者は、優先順位を考慮してマッチングを行い、研修先を決定すること。
- ・参加希望企業（コース）が複数あり、いずれも受入が可能な場合は、複数の企業（コース）に参加することも可能とすること。
- ・エントリーシートを電子データで作成し、「291JOBS」に掲載すること。
- ・研修先決定後に辞退する学生については、その理由を確認すること。

④参加学生を対象とした研修会の実施について

ア 事前研修会の実施

- ・参加申込み学生を対象に実施すること。
- ・実施時期は令和8年7月中とすること。
- ・内容は、インターンシップ参加に当たっての心構え、マナーの研修等を実施すること。内容によってはオンラインでの実施も可能とする。

イ 事後研修会の実施

- ・参加学生を対象に実施すること。
- ・実施時期は、令和8年10月までとし、福井、東京、大阪、京都、名古屋の各地区で実施すること。内容によってはオンラインでの実施も可能とする。
- ・内容は、インターンシップの成果を検証できる内容とし、内容については別途協議すること。
- ・県外での事後研修会の実施にあたっては、福井暮らしはたらくサポートセンターと連携し、同センターからの助言がある場合、これを尊重すること。

⑤ふくいインターンシップ参加学生の交流会の実施について

- ・本交流会の企画・実施は別途実施する事業であり、本事業の業務対象外とする。
- ・本事業に参加した学生を対象に、学生同士での就職情報の共有や福井への帰属意識の醸成、同年代のつながり構築を目的とした交流会を実施する。
- ・本事業の受託者は、当該交流会の実施主体（別途委託事業者）に対して、交流会の広報・運営に必要な範囲で、企業情報及び参加学生情報の提供、その他の連携に協力すること。

⑥学生受入企業のリスク補償について

- ・受入企業のリスクを補償するため、参加学生に対し、インターンシップ保険に加入することを勧奨するなどの措置を取ること。

⑦宿泊費の助成について

宿泊費助成は、原則として以下のとおりとする。

ア 対象

受入企業の始業時間に公共交通機関を利用して間に合わない者とする。ただし、代替手段があるものを除く。なお、福井県外出身であり県外大学等に通う学生については、県が実施するUIターン就活等宿泊費支援金の適用を優先し、当該支援金の対象外となる宿泊日数については、本制度の適用を認めるものとする。

イ 助成範囲

研修開始日の前日から研修終了日の前日まで。

ウ 助成額

1泊当たり宿泊費の2分の1で上限3,000円以内

エ 助成人数

10名程度。申請者が多い場合は別途協議することとする。

(2) 夏季インターンシップ事業の実施について

以下の①、②により夏季インターンシップ事業を実施すること。

①研修コース

ア 長期コース

実施期間：令和8年8月～9月の間の原則連続した2週間以上
(原則10日以上就業体験)の期間とする。

イ 一般コース

実施期間：令和8年8月～9月の間の原則5日以上

②研修分類

企業がプログラムを設置し、その内容を受託者が確認し調整すること。

ア インターンシップ

企業理解を深めながら、実際の業務を体験できるプログラムや企業の抱える課題解決を体験できるプログラムを設置すること。

実施期間が5日以上であり、主に大学3年生等の次年度に卒業予定の学生を対象とする。

イ オープン・カンパニー

企業理解を深めながら、実際の業務を体験できるプログラムや企業の抱える課題解決を体験できるプログラムを設置すること。

実施期間が1日～5日間であり、学年を問わず参加対象とする。

ただし、数時間のプログラムやオンラインでの実施は原則不可とする。

ウ 業界・地域研究型

企業単独または複数社での企業説明や職場等を見学できるプログラムを設置すること。主に自治体の企画する地域の企業複数社を体験できるプログラムを想定。

エ 企業連携合同プログラム

複数企業が連携して学生に業界理解を促すプログラムを設置すること。ただし、参画企業の選定・調整は県において既に完了しているものとする。

実施内容は企業主体で検討することとするが、事務局は必要に応じて相談対応を行うこと。

応募のあったプログラムについては、広報冊子内で重点的に取り上げ、5月に実施する合同企業ガイダンスでは専用ブースを設けるなど、当該プログラムの周知に十分配慮すること。

(3) 障がい福祉有償インターンシップ等支援事業の実施について

以下の①から④により有償インターンシップ等を実施すること。

①研修分類

以下のア～イは、法人がプログラムを設置し、その内容を受託者が確認し調整すること。いずれも実施期間は原則として令和8年8月～9月の間とする。

ア インターンシップ

事業所・法人理解を深めながら、実際の業務を体験できるプログラムや法人の抱える課題解決を体験できるプログラムを設置すること。実施期間が5日以上であり、主に大学3年生等の次年度に卒業予定の学生を対象とする。

イ オープンカンパニー

事業所・法人への理解を深めながら、実際の業務を体験できるプログラムや企業の抱える課題解決を体験できるプログラムを設置すること。実施期間が5日以上もしくは未満であり、学年を問わず参加対象とする。

②参加法人を対象とした事後研修会の実施について

- ・有償インターンシップ参加法人(参加を検討したが見送った法人を含む)を対象に実施すること。
- ・内容は、インターンシップ等の成果やインターンシップ等を企画する側の課題等について検証できる内容とし、内容については別途協議すること。

③参加学生への報償費支払について

プログラムへの参加学生に対し、以下の内容で報償費支払を行う。

ア プログラム参加1時間あたり 1,050円

イ 県内交通費相当分 プログラム実施1日あたり 500円

ウ 上限額

ア～イに係る金額は28,000円を上限とし、超過する場合は受入法人から不足分を受け、まとめて参加学生へ支払を行う。

エ 口座情報等

学生の口座情報は291JOBSにて登録を行い、本事業の目的以外には利用しない。

④報償費支払い実績に伴う契約金額の減額

ア 報償費負担額の上限について

③の報償費の支払い額は、次のとおり想定している。

学生ひとりあたり上限：28,000円

支払総額上限：840,000円

報償費の支払い総額（法人が負担した分を除く）が840,000円を超えた後は、全額を法人から受け取り、学生へ支払うこと。

イ 報償費負担分実績額との差額減額について

- ・前項の報償費負担として支払った額が840,000円より少ない場合は、その差額を契約金額から減額すること。
- ・福井県外居住者（学生を含む。）の福井県内での就職または移住に資する事業で県が特に指示したものを受託者がした場合は、当該事業に係る費用分は、前項の減額をしないものとする。
- ・虚偽申請などにより申請者が不正に報償金を受領したことが契約終了の日から5年以内に明らかになった場合、受託者に過失がない場合であっても、当該申請者に対する報償費を県に返還すること。
- ・前項の額を県の指定した期日までに返還しない場合、期日の翌日から返還の日までの日数に応じて、その未納にかかる金額につき年10.95パーセントの割合で計算した額を加算すること。

(4) 冬季インターンシップ事業の実施について

以下の①～③により冬季インターンシップ事業を実施すること。

①実施方法について

ア 実施時期

令和8年10月中に実施すること

イ 参加対象学生

福井県内外の大学等に在籍する者で、令和10年3月卒業見込みの者。

ただし、令和11、12年3月卒業見込みの者の参加を拒むものではない。

ウ 内容

- ・令和8年11月～令和9年2月の間に実施されるインターンシップもしくはオープン・カンパニーを周知する合同企業ガイダンスをオンラインで開催すること。

- ・参加企業の紹介やインターンシップ等の内容を説明する会とし、求人に関する説明は禁止とすること。
- ・使用するオンラインシステムを提案すること。
- ・実施計画（1日開催もしくは複数日開催など）について提案すること。

②参加企業の募集について

- ・参加企業は、令和8年11月～令和9年2月の間にインターンシップもしくはオープン・カンパニーを実施する県内企業（本県に本社を有する企業または事業所が立地する企業（本県内の事業所に配属する予定がある企業に限る。））とすること。
- ・参加企業数は100社程度とすること。

③参加学生の募集について

- ・イベントのチラシ等を作成し、効果的な周知方法を提案し、実施すること。
- ・県内大学等のキャリアセンターを直接訪問の上、広報を行うこと。
- ・集客のために有効な広報手段を提案し、実施すること。
- ・県が保有する福井県内の高等学校を卒業した県内外の学生等の住所宛てに郵便物を送付することも可能であるが、これに係る費用はすべて受託者が負担するものとする。（約4,000人／学年）
- ・就職支援協定校と連携（協定校のキャリアセンターから学生に周知等）し、広報を行うこと。

4 業務内容

上記3の事業の実施にあたり、県と連携しながら、以下の（1）から（6）により、効果的に当該事業を実施すること。

（1）業務責任者の業務

本事業の進捗を管理する責任者を1名配置し、事業の管理・運営の取りまとめを行うこと。ただし、専任である必要はない。

（2）コーディネーターの業務

- ①本事業を実施するために専任のコーディネーターを配置し、県と連携し、効果的に事業を実施すること。
- ②事業実施にあたっては、必要に応じて県担当者と打ち合わせを行うこと。
- ③上記3の（2）・（3）に掲げる夏季インターンシップ事業の実施にあたっては、以下のことに注意すること。
 - ア 受託者によるマッチングが必要となる場合は、学生の希望を考慮し、適切なマッチングを行うこと。また、可能な限り多くの参加企業にマッチングさせるよう配慮すること。

- イ 学生のエントリー後、マッチング後、参加後にそれぞれ学生数等について報告すること。また、県担当者が求めた場合には、速やかに報告すること。
- ④企業が「291JOBS」に登録した研修プログラムの内容を、公開前に審査し承認すること。不適切な内容が含まれている場合は指導すること。
 - ⑤その他、当該事業の実施にあたり、県担当者と別途協議する内容については遵守し、その他事業に必要な業務を実施すること。
 - ⑥福井暮らしはたらくサポートセンター等と必要に応じて連携または協力して当該事業を実施すること。

(3) 参加企業の募集および開拓等について

本事業の実施にあたり、参加企業を募集すること。また、参加企業を新規に開拓すること。募集締め切り後に参加企業の業種別、コース別のプログラム数をとりまとめ令和8年5月中に県へ報告すること。様式については、別途協議すること。

(4) 大学等折衝について

- ①県内外大学の担当者との間に連携体制を構築し、学生への制度周知および参加勧奨を行うこと。
- ②県外大学等における本県出身学生の在学状況、インターンシップにかかるニーズ・単位認定条件、夏季休暇期間、UIターン就職支援情報等の情報を収集し、企業のプログラム作成への助言に利用すること。
- ③参加企業の事業内容等を説明する等、中小企業を含めた本県インターンシップの魅力を提案すること。
- ④県外大学等との折衝を効果的に行うため、福井暮らしはたらくサポートセンター等と必要な情報交換を行うこと。
- ⑤県内外大学での学内ガイダンスの訪問結果について、令和8年8月までに県へ報告すること。様式については、別途協議すること。
- ⑥次年度以降の事業展開を見据え、ガイダンス実施等に関し、大学との連携に向けた情報提供等を行うこと。

(5) 広報

- ①参加学生目標数を達成するよう効果的な広報方法（チラシ、ホームページ、SNS・WEB広告など）を検討し、十分に行うこと。
（参加学生目標数）
 - ・上記3の(2)・(3)に掲げる夏季インターンシップ事業 500人以上
 - ・上記3の(4)に掲げる冬季インターンシップ事業 200人以上
- ②ホームページ運営・周知
 - ・「291JOBS」内に、参加方法や注意事項、参加企業のプログラム等を掲載すること。

- ・ホームページの軽微な修正等が必要な場合は、HP保守管理事業者と協議すること。
- ・学生が利用しやすいものとするために機能の追加・拡充が必要と思われる場合は、県に報告すること。

(6) アンケートの実施について

- ①受入企業および参加学生へのアンケートを実施すること。
- ②アンケートの項目については、別途協議すること。

5 その他

(1) 実施方法および状況報告について

上記3の実施ならびに事業に関連する事項にあたっては、事前に県担当者と協議し、県担当者に実施状況等報告を求められた場合には、速やかに報告すること。

(2) 実績報告について

- ①委託業務完了後は、効果検証を行い、別紙様式1に基づき実績報告書を速やかに提出すること。
- ②実績報告書には、参加学生、企業等の実績および効果検証結果、業務内容が分かる写真等を添付すること。
- ③参加学生より収集した個人情報（参加学生の同意を得られたものに限る）は県、大学連携センター（キャリアナビセンター）および福井暮らしはたらくサポートセンターが各事業終了後に引き続き学生に対し就職支援を行うことができるよう、県あて速やかに提出すること。
- ④このほか、県担当者から報告を求められた場合には、速やかに報告すること。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

福井県知事 様

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

実績報告書

令和 年 月 日付け委託契約による事業について、委託契約書第6条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

1. 契約件名 (契約締結時の日付番号も記載のこと。)
2. 契約年月日
3. 契約金額 (契約金額に変更があった場合は、変更後の金額を記載のこと。)
4. 実施した委託業務の概要
5. 委託業務期間
6. 委託業務完了年月日